

令和3年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和3年2月17日

筑西広域市町村圏事務組合

令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月17日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集挨拶	5
一般質問	7
1. 三浦 譲君	8
2. 榎戸甲子夫君	11
報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、採決	17
報告第4号の上程、説明、質疑、採決	23
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	24
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	26
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	28
閉会中の継続審査の申し出について	32
閉 会	32

令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和3年2月17日（水）午前10時開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第1号 処分事件報告について
報告第2号 処分事件報告について
報告第3号 処分事件報告について
(3件一括上程)
- 日程第 4 報告第4号 処分事件報告について
- 日程第 5 議案第1号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第3号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（17名）

2番	仁平	実君	3番	中座	敏和君
4番	三澤	隆一君	6番	保坂	直樹君
7番	大橋	康則君	8番	佐藤	仁君
10番	潮田	新正君	11番	林	悦子君
12番	仁平	正巳君	13番	尾木	恵子君
14番	箱守	茂樹君	15番	堀江	健一君
16番	榎戸	甲子夫君	17番	三浦	譲君
18番	早瀬	悦弘君	19番	稲葉	里子君
20番	孝井	恒一君			

欠席議員（3名）

1番	大山	和則君	5番	森	正雄君
9番	風野	和視君			

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤	茂君	副管理者	小林	栄君
副管理者	大塚	秀喜君	常任幹事	鶴見	俊之君
常任幹事	関口	貴一君	常任幹事	田口	瑞男君
会計管理者	菊池	勇君	事務局長	築田	貴司君
事務局次長兼 総務課長	杉山	雄一君	事務局 企画財政課長	広瀬	浩孝君
理事兼 筑西遊湯館 館長	福田	洋君	参事兼 西総合公園 管理事務所長	中山	道康君
参事兼 環境センター 所長	須藤	正明君	環境センター 基幹改良等 推進室長	田上	研君
きぬ聖苑場長	豊口	勝昭君	消防本部長 消防部長	内田	昭彦君
消防本部長 消防次長	市村	正明君	筑西市 市長公室 秘書課長	飯山	正幸君

職務のため出席した者

事務局総務課 総務グループ 係長	田口	俊幸君	事務局総務課 総務グループ 主任	石井	清江君
------------------------	----	-----	------------------------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（仁平正巳君） これより令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（仁平正巳君） ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、1番、大山和則君、5番、森 正雄君、9番、風野和視君の3名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仁平正巳君） 初めに、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、4番、三澤隆一君、15番、堀江健一君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（仁平正巳君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（仁平正巳君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、既に管理者より送付されております。

[管理者配付文書]

筑広組発第198号

令和3年2月17日

組合議会議長 仁平正巳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

令和3年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

報告第1号 処分事件報告について(工事請負契約の一部変更について)

報告第2号 処分事件報告について(工事請負契約の一部変更について)

報告第3号 処分事件報告について(工事請負契約の一部変更について)

報告第4号 処分事件報告について(筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について)

議案第1号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第3号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(仁平正巳君) 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月12日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、保坂直樹君。

[議会運営委員会委員長 保坂直樹君登壇]

○議会運営委員会委員長(保坂直樹君) おはようございます。令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月12日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、報告第1号 処分事件報告についてから報告第3号 処分事件報告についてまでの3件を一括上程するものであります。

日程第4は、報告第4号 処分事件報告についてであります。

日程第5は、議案第1号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)であります。

日程第6は、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてであります。

日程第7は、議案第3号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算であります。

日程第8は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(仁平正巳君) 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（仁平正巳君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（仁平正巳君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） おはようございます。令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。少し早口でいきますので、よろしく願い申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染から1年がたち、いまだ終息が見えない中、組合としても長丁場に備え、感染拡大を予防する対策を徹底していくとともに、これまで以上に構成市と協力体制の強化を図っていく所存でございますので、何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

まず、組合の事務事業について若干ご報告申し上げます。

筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和2年12月末現在の利用者総数は9万5,339名で、前年度同期と比較すると7万1,792名、43%の大幅な減少となっております。新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、年度当初に54日間の臨時休館を経た後、5月26日から営業を再開し、秋頃には利用率が7割程度まで回復いたしました。新型コロナウイルス感染第3波の影響等により、利用の低迷が続いております。現在は茨城県の緊急事態宣言を受け、1月18日から2月21日までの予定で臨時休館をしておりますが、営業再開につきましては、状況を注視し、慎重に判断してまいりたいと思っております。

次に、県西総合公園でございますが、令和2年12月末現在の来園者総数は18万6,854人で、前年度同期と比較すると22.1%減少となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者が来園を控え、2か月間にわたる有料施設の利用制限を行ったことによるものと考えており、現在の屋外利用につきましては、心と体の健康を維持するため、対策を講じながら利用いただいているところでございます。

また、今年度の事業といたしましては、植栽管理を中心とした施設管理が順調に推移しており、茨

城県の事業といたしましても、屋外トイレの洋式化や防犯カメラの設置工事等が完了し、年度末には街路灯のLED化や中高木の剪定、危険木の伐採が予定されているところでございます。今後も圏域住民の健康的な生活を支えるため、安全安心を第一に考え、適切な運営管理に努めてまいります。

次に、環境センターでございますが、まずごみ搬入量は4万6,841トンで、前年度同期と比較すると0.1%の減となっており、これは新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言の発令や営業時間の短縮要請により、事業系ごみか減少したものの、家で過ごす時間、いわゆる巣ごもりが増えたことに伴い、家庭ごみが増加したことによるものと推察しております。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は2万7,362トンで、前年度同期と比較すると、ほぼ横ばいとなっております。これは、近年公共下水道の整備や人口減少傾向が続いておりましたが、こちらにつきましても、家で過ごす時間が増えたことによる影響が否定できないと考えているところでございます。

また、年末には施設の故障に伴い、以降、搬入される可燃ごみ全てを独力で処分することが困難な状況となりましたが、近隣自治体による相互応援協定に基づくご支援と併せ、民間業者の協力を得て、約600トンの可燃ごみを外部に搬出し、処分をしていただきました。おかげをもちまして、年末年始のごみ受入れによる繁忙期を乗り切ることができました。関係各位におかれましては、この場をお借りし、改めて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

今年度は、施設の老朽化に伴う突発的な故障が多発しておりますが、次年度から着手する予定の基幹的設備改良工事により、施設の延命化を図り、圏域住民の生活環境の安全を確保してまいりたいと考えております。

また、施設の老朽化対策といたしましては、今年度3月末、し尿処理施設及びリサイクルプラザにおきまして、基幹的設備改良工事が完成する予定であり、これにより15年程度の延命化を図ることが可能となります。ごみ処理施設につきましても、今後安定したごみ焼却を確保するため、令和3年から令和7年度までの5か年で基幹的設備改良工事を実施し、向こう15年程度の延命化を図ってまいります。

次に、きぬ聖苑の火葬件数でございますが、令和2年12月末現在1,761件で、前年度同期と比較すると5.0%減少しておりますが、近年の火葬件数増加に伴い、今年度も冬期は1日15件の受入れ体制を取っているところでございます。

また、斎場使用件数は281件で、前年度同期より38.2%減少しておりますが、これらは新型コロナウイルス感染防止のため、葬儀規模の縮小、簡略化によるものでございます。

施設管理につきましては、施設の老朽化に伴い、平成30年度から建物及び設備関係の改修工事を計画的に実施しており、今年度は火葬棟において屋根及び外壁の改修工事を行い、火葬設備につきましては、火葬炉の耐火物全体積替えが今年度で終了いたしました。今後も予算の平準化を図りながら、老朽化に伴う修繕や更新工事を順次進めてまいります。

次に、消防関係でございますが、令和2年4月から同年12月末までの広域管内における火災件数は、

前年より1件減少し、59件、うち建物火災は31件で、1件増加しております。

また、救急出動件数は5,821件で、前年より739件の減、搬送人員につきましても5,332人で、757人の減と、コロナ禍による救急要請に抑制がかかった影響もあり、大きく減少しております。なお、新型コロナウイルスに関連する救急出動件数は99件となっております。

火災では、死亡者3名、負傷者7名が発生しており、このような犠牲者を出さないという強い決意の下、住宅用火災警報器の設置及び機器更新の促進、重大な消防法違反建築物の違反是正指導や公表の実施など圏域住民のより安全で安心な暮らしの実現に向け、火災予防活動や広報に努めてまいります。

災害現場活動においては、指揮隊の発足以来、指揮統制及び安全管理体制に重点を置いた現場活動が確立され、災害現場における職員の公務災害ゼロを継続しております。今後、さらに指揮統制の強化を図りつつ、いまだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対し、職員の感染防止策の徹底を図り、医療機関など関係機関との連携を強化しながら、質の高い消防サービスを継続し、提供してまいります。

庁舎整備につきましては、令和2年7月に筑西消防署川島分署が供用開始となりました。運用後からの蓄積した出場データを検証し、さらなる消防サービスの拡充を目指してまいります。

桜川消防署庁舎建設事業は、令和3年度に事業に伴う各種調査、基本及び実施設計の委託までを予定しており、関係機関と綿密に連携し、円滑に事業を推進してまいります。

また、令和2年度は外部専門調査機関のシステム工学的手法を活用し、現行消防力の分析と検証、将来予測を行いました。今後は、その科学的データを用いて、中長期的な消防力の適正配置を目指し、将来にわたり圏域の安全安心を守り続けるため邁進してまいります。

最後になりましたが、今定例会の提出案件について申し上げます。報告議案4件、補正予算案1件、条例改正1件、令和3年度予算案1件でございます。

令和3年度予算案につきましては、コロナウイルスの影響もあり、構成市の厳しい財政状況を踏まえ、組合の内部及び組合幹事会で協議を重ねて編成してまいりました。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

◎一般質問

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

また、議案質疑については、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、通告順に従い発言を許します。

17番、三浦 譲君。

〔17番 三浦 譲君登壇〕

○17番（三浦 譲君） 皆さん、おはようございます。私を取り上げたいのは、筑西市木戸の廃材火災についてであります。

筑西市の関城地区にある木戸の地区でリサイクル業者がありますが、この敷地内の電化製品等の部品が山積みになっていて、火災を起こしたという件です。しかし、この火災は今回が初めてではなくて、平成31年2月2日に1回目、令和元年5月2日に2回目、そして今回、今年の1月22日に3回目というように続いております。二度あることは三度あると言いますけれども、この3度というのは行政の責任もあるのではないかというのは、地元から出ている声です。これが4度目がまた起きてしまったらどうなるかと、もう消防団のほうからも非常に強い声が出ております。

そこで、今回の質問ですけれども、この3度目の火災に至るまで関係機関がいろいろ対応したと思いますけれども、どのような対応があり、どのような効果があったか、これをまず質問したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君の質問に答弁願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防本部消防長の内田でございます。よろしくお願ひします。三浦議員のご質問にお答えいたします。

筑西市木戸地内の火災におきましては、議員のおっしゃいましたとおり、1回目が平成31年の2月2日、2回目が令和元年5月2日に発生しております。当該事業所は当時隆盛貿易株式会社でございましたが、令和2年5月に現在の株式会社J Xに変わっております。3回目の火災が本年1月22日に発生したわけでございますけれども、令和元年5月から本年1月21日までの立入調査等は、消防で27回、筑西市で9回、茨城県で3回実施している状況でございます。

なお、当該事業所で取り扱っている物品は廃棄物ではなく、有価物でありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物には該当せず、また同法の廃棄物に該当しない雑品を規制する有害使用済み機器にも該当しないものでございます。

また、消防法3条の屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令等のみだりに存置されたものにも該当しないために、条例による規制も難しい状況でございます。

その中におきまして、現在の指導内容といたしましては、有害使用済み機器の保管に準じました集積面積を200平米以下、高さ5メートル以下、離隔距離2メートル以上といった火災が発生しても被害

を最小限に抑えるための指導を継続的に行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 今、消防長から言われましたように、法律的にはなかなか手を打てないということのジレンマがあって、しかし現実には火災が続いていると。今回本当に4回目が起きたらこれはとんだことだと、これこそ3度目でも行政の責任あるだろうと言われておりますけれども、4度目ではこれはもう徹底的な対策が、法的な措置も含めた対策が必要になってくるということだと思います。そして、これは筑西市だけではなくて、全国で起きていることなのです。ですから、こちらの火災が起きたこの筑西広域での構えとしては、小さな構えではなくて、全国を動かすような構えをしていかないと、この筑西市の市民を守れないということになってしまうのです。ですから、そういう構えで対応していただきたい。もちろん消防関係だけでは対応し切れませんから、これは構成3市の首長さんはじめ、いろんな関係機関に働きかけを行っていくということが根本的には必要であって、継続していかなければならないというふうに思います。それは、法律を動かすということになってくるわけですが、現実にはそれまでの期間どうするのだということになります。

そこで、お聞きするわけですが、今後の再々再発防止策、この「再」を3つつけたのは4度目が起きてはならないという意味です。こんな表現は私も見たことはありません。ですが、今回は「再」を3つつけなければならない、そういう事態だということを強調したかったからです。その対策をぜひいろいろな知恵を絞ってやっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、何らかの対応をしていかなければならないと考えているところではございます。しかしながら、度重なる指導にも改善が見られずに、3回目の火災が発生してしまったわけでございますけれども、先ほど申しましたとおり、消防法、火災予防条例による厳しい規制が難しい状況から、違反是正推進に係る弁護士事業というものがございまして、これを活用しまして、担当弁護士による助言をいただき、本年2月15日、先日ですけれども、警告書を交付いたしました。警告書内容といたしましては、1つとして、屋外に集積している有価物の集積方法を改善すること、これに関しましては、先ほど申し上げました集積面積を200平米以下、集積高さ5メートル以下、離隔距離2メートル以上と改善することということでございます。2つ目としまして、消防水利を確保すること、3つ目としまして、夜間の監視体制を確立すること、4つ目といたしまして、初期消火の徹底を図ること、5点目としまして、令和3年3月10日までに改善計画を作成し、届出すること。以上5点でございます。

さらに、当管内には、ほかにも同様の事業所が複数あり、今後も消防としてはでき得る限りの指導を継続的に行ってまいり所存でございます。また、隣接の自治体において同様の事業所が存在するこ

とから、令和3年2月1日に茨城西南広域消防本部と情報共有のための合同会議を開催しております。
以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） はい、分かりました。

警告書を弁護士を通じて2月15日に発してあるということです。まず、これが今までにはなかったもので、これは一歩前進、大きな前進かというふうに思います。これで本当に守られるかどうかというもののチェック、これはどういうふうに行っていくのですか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 先ほど申しましたとおり、まずは3月10日までに改善計画を提出しなさいという方針を出しております。その後、定期的に消防としましては、巡回しまして、これが守られているかどうかのチェックをしていきたいとは考えております。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 今までも消防水利だとか、そういうものを設置することは決まっていたかと思えます。それをしっかりとさらに徹底するという意味だというふうにこの警告書は理解しますが、それから夜間の監視体制、それから初期消火の体制をつくるということも、今までは直接的にはそこまでは触れてこなかったものですから、これも進んでいるというふうに思います。これで万が一また起こったらということを想定しなくてはなりません。ですから、この監視体制、外からの監視体制、それから内部での監視体制の記録を提出してもらうなど、いろいろな対応を取らなくてはならないと思います。これは、地元の消防団が出動したわけですが、消防団にとっては非常に深刻な問題だというふうに捉えられています。私、現場に行ったときに、地元の副団長さんがちょうどいまして、言われました。これは、法的措置も含めて強く規制しないと、また起こる。火事のたびに消防団が出動して会社を休まなくてはならない。度々あると、会社に対しても迷惑をかけると、消防団としてもつらいと、団員としてもつらいというふうに言っています。そして、なおかつ一般市民の生命や財産を守るのとは違う、性質が違う消火になっているということで、そのやる気、士気にも影響するのだというふうに言っていました。だから、これをぜひ強く言ってもらいたいという要請を受けまして、私質問しているわけですが、本当にこの4回目がないように監視体制、私さっきの県の立入りも3回、これは県のほうにも言わなくてはならないと思います。もっと強い姿勢を見せるということが必要だと思います。それは、ここは県の議会ではありませんから、別の機会に言っていかななくてはならないし、地元から様々なルートを通じて県のほうにも要望を上げていかななくてはならないというふうに思います。

この会社は、先ほど消防長が答弁で触れましたように、ほかにも資材置場を増やしているものから、そちらでも火災が起きないとも限らないということで、しかも似たような施設はほかにもありますので、今後一遍常総市で大問題になった火災、それと同じような火災が前に木戸でありましたけ

れども、またそういうことで有名にならないようにぜひ対応していただきたいというふうに思います。
以上で質問を終わります。

○議長（仁平正巳君） 次に、16番、榎戸甲子夫君。

〔16番 榎戸甲子夫君登壇〕

○16番（榎戸甲子夫君） おはようございます。16番、榎戸甲子夫でございます。では、早速通告順に従いまして質問いたします。

環境センターについて。先ほど管理者招集挨拶の中に、焼却炉の故障があった旨お話しされましたが、では一体この焼却炉の故障の原因は何だったのか。まずはそのお答えをいただき、質問を展開してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君の質問に答弁願います。

須藤環境センター所長。

○参事兼環境センター所長（須藤正明君） 環境センター所長の須藤でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、榎戸議員さんの質問にご答弁申し上げたいと存じます。ご質問いただきました故障の原因につきましては、今回故障した箇所、場所でございますが、ボイラ関連の場所でございます。直接の原因につきましては、プラスチック類の焼却に伴い発生する腐食性ガスの影響が大きいと推測しているところでございます。

また、施設の供用開始から約17年が経過していることから、前年度には施設の長寿命化を目的としました基幹的設備改良事業に関する長寿命化計画等各計画の策定に着手しておりまして、翌年、令和3年度からは5年にわたり大規模な更新工事を行う予定であったため、近年は極力必要最小限の整備に抑え基幹改良工事までのぐ予定でございました。しかしながら、予想以上に各設備のダメージが広範囲かつ深刻だったことも突発的な故障の原因の一つであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） ご答弁の内容を聞きますと、さもごもっとものように聞こえますが、しかしながら、昨年度の維持経費、それがどれほどかかっているかというのは、入札記録出ているのです。ちなみに申し上げますと、去年の7月の溶融施設のごみ処理施設の補修工事、補修等、これが7月の時点で1億6,678万円、8月の入札で670万円、それで9月の時点で合計1億7,542万円の補修費が入っているのです。今、環境センター長がおっしゃったように、るる説明ございましたが、突発的とはいえ、もう17年も稼働しているのです。毎年メンテナンス用の莫大な費用をかけて守るようにして業者はやっているわけでしょう。なぜこんな事態になったのか、もう一度その辺、ではどこの場所が故障したのか。

○議長（仁平正巳君） 須藤環境センター所長。

○参事兼環境センター所長（須藤正明君） ご質問にお答えしたいと思います。

今回故障した場所、先ほどもご説明申し上げましたが、ボイラの水管でございます。水管と加熱器管、水管につきましては、各焼却炉それぞれ四方八方といいますか、前面、右面、左面、各4面に水管が埋まっているわけでございますが、この水管の中を水を流すことで、焼却炉の熱を使って温めまして、蒸気をつくっているわけでございますが、この水管と、さらに水管の先にある蒸気を流す加熱器管、こちらが不具合を起こしたということでございます。先ほどもご説明させていただいたところでございますけれども、基幹的設備改良事業を翌年度から工事のほうを控えておりますことから、極力最低限の整備で抑えたいという、そういった計画から今回申し上げますと、ちょっと見誤まったのかなというようなところが感じるところでございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 見誤まった。我々が入札記録に目を通して、よもや去年の年末を控えて、ごみがたくさん出るという事態になったときに、不具合を起こすというのは、ではなぜ日頃、毎年毎年メンテナンス費をかけて、今年も億以上のメンテナンス費用をかけていながらにして、こういう事態になったのです。今おっしゃった故障の箇所、ではそれはメンテナンスしていなかったのですか。してあるわけでしょう。これだけの予算を投じて、環境センターの特に損傷の激しい炉、炉に対しては、あなた方も業者も徹底したこれは毎年毎年の改修と補修をしているわけです。それはもう数字が物語っている。そうでしょう。

ですから、私はここで思うのは、あなた方の仕事って何ですか。業者一辺倒に任せておく。業者はその都度お金をもらえばいいという、お金をかけてやればいいという、そういう甘い関係だから私はそういうふうな感じしているのです。もう少しあなた方がここに予算化をされて、これに使われる予算というもの、その予算の出どころというのはあなた方考えたことありますか。今、このコロナ禍の社会で、困っている方はたくさんの方がいる。例えばこの予算の背景には、もちろん税もさることながら、補助金もあります。その補助金とて市税、国税、県税からの市民のたまものでしょう。そういうことを考えたなら、そなたやすく、たやすく「はい、はい、はい」と予算化をして、それで甘い監視の下だからこういうことになるのです。

先ほどのお話もございましたように、平成15年ですよ、あの加入したのは。12年立ち上げて、私と林議員は一緒に委員会におりましたから、つぶさにそういうことを知っています、記憶をたどれば。その中でたった18年間なのか、もう17年たったのかという感覚なのです、これは。こういう激しい炉という、そのために通常2炉を回すのに、あえて3炉を造った。その3炉をローテーションでなるべく劣化が進まないようにという工夫がされているというクボタの説明も我々は聞いているのです。なのに、なのになぜこういう時期にこういうミスとも言えるべき故障が起きるのか、不思議でならない。これ以上は言いませんが、今後どうするか、どうしたいのか、その言葉をお聞きしたいと思います。

○議長（仁平正巳君） 須藤環境センター所長。

○参事兼環境センター所長（須藤正明君） それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

今後につきましては、今後控えております基幹的設備改良工事の竣工を契機にいたしまして、予防保全の手法を導入するなどにより、突発的な故障の発生を最小限に抑え、焼却不能事態など緊急事態に陥らないよう努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） これらの予算書にもありますけれども、基幹的設備改良事業で数十億をかける予定でしょう、令和7年までに。これからもこのような事態は続くわけです。ますますプラスチック系のごみが出るかもしれぬ。炉が抱える負担というのは相当なものです。と同時に皆さん方の意識も今度のことがないように、これは劣化するの当たり前なのです。その劣化するのをいかに食い止めようかというメンテナンス費を払っているわけですから、そういったことにも気をつけて、気を配って今後の環境センターのお仕事に対応していただきたい。その旨をお話しして、この質問を終わります。

では、次の質問に参ります。入札について。この入札は、昨年2月27日、ちょうど今頃です。指名競争によりまして、焼却炉の炉底にたまるメタルの売払い、この落札率が何と5,000%で、5,000%というこの数字、普通は我々が通常入札に関わる数字というのは、100%を限度として、それに競い合って、いかに適当な落札で工事なりをやるというのが普通だったのですが、今回の場合は焼却センターで取れるリサイクルの産物、これを売却しようとする、鉄くずとかメタルとか。その中であって、なぜ5,000%というような数字が出るのか。では、設定金額が甘かったのか、実際このメタルといったもの、この金属がそれほど価値があるものなのか、ちょっとご説明願いたい。

○議長（仁平正巳君） 広瀬企画財政課長。

○事務局企画財政課長（広瀬浩孝君） 企画財政課長の広瀬でございます。榎戸議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

落札率……

〔「もっと声を大きく」と言う人あり〕

○事務局企画財政課長（広瀬浩孝君） 落札率5,000%になりましたものは、先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、昨年2月27日に行いました環境センターの歳入に係る炉底メタル売払いの入札でございます。すみません。ちょっとマスクを外させていただきます。例年、10月に熔融施設を停止しまして、維持補修工事を行います。そのときに排出される炉底メタルと傾動メタルの売払いの入札を行っております。歳入の入札を執行するに当たりまして、予定価格の設定が必要となります。組合といたしましては、その時点で相場等に基づく金額の価格が反映されるための参考見積りを3者から徴収しまして、その中で最低の金額を採用して予定価格を設定いたしました。

なぜ最低の価格を採用いたしましたのかは、この見積り業者が入札に参加する際、初めから不利な

状況にならないように配慮した結果でございます。そのため、5,000%というような落札になったものと推察しております。

また、売払いに際しまして、炉底メタルに含まれる高価なレアメタルを自社で取り出すことができるかによって買取り価格が大きく変動してまいりと思っております。レアメタルを取り出す精錬所を持っている業者に関しましては、そのルートで金額が高く応札できたものと推察しております。また、ルートがなかった業者は低い金額でしか応札ができなかったのかなという推察をしております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 今、なぜ5,000%かという、大体分かったのですが、そこで見積り、参考見積りで取ったのはどこの業者ですか。

○議長（仁平正巳君） 広瀬企画財政課長。

○事務局企画財政課長（広瀬浩孝君） 榎戸議員さんの質問に答弁いたします。

見積りを取った業者は3者でございまして、1者が三井金属リサイクル株式会社と株式会社ツルオカとJX金属でございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） では、指名競争となっておりますが、指名選定委員会の委員長、誰ですか。

○議長（仁平正巳君） 広瀬企画財政課長。

○事務局企画財政課長（広瀬浩孝君） ご質問にお答えいたします。

委員長は事務局長でございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） では、事務局長にお尋ねします。

たくさん入札がありますが、昨年2月27日の指名されましたこの5,000%の応札した、指名されました業者、何者ですか。それと地元と市外と分けてちょっと説明願います。

○議長（仁平正巳君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） それでは、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

昨年2月27日に行われました入札に関しましては、全10者指名いたしました。そのうち辞退が4者、価格による失格が1者、それと入札したのですが、辞退入札が1者、それと無効になった業者が1者ございます。そのうち地元の業者が2者、どちらも辞退若しくは失格となっております。それ以外、近いところでは栃木県小山市、それから土浦市、つくばなどの業者が参加しております。これらにつきましては、入札参加指名の中で自分が希望する業種として、炉底、傾動メタル買取りというカテゴリーで手を挙げたところを指名しております。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 今の内容を見まして、私はこう思うのです。三井金属といえばもうこの業界の最大手でしょう。しかしながら、地元には筑西再生資源事業協同組合というあなた方と協調共同体の事業所があるわけです。この組合ができたそのものはもう30年も40年も前ですが、そもそもこれは行政からの働きかけで地元業者、現在3市において18者あるわけです。そうしますと、この5,000%が1,000%でもいいのです。行き着くところのいわば問屋さん、簡単に言うならば。いきなり問屋さんを指名すれば、中間にある、ましてや地元の業者なんかは太刀打ちできないわけです、5,000%の値段を出されたら。ですから、私はこう思うのです。地元の業者さんはそっくり頭ごなしに自分たちのビジネスチャンスが失われているのです。あなた方はそういうことを感じませんか。そうでしょう。これだけのお宝が出ているのに、地元の多分炉が壊れたときにも、環境センター所長のお言葉にはありませんでしたが、炉を焼却するのに、頼んだかどうか分かりませんが、いざというときは地元の業者に協力を要請することもあるわけでしょう。であるならば、こういう産物が出たときに、これも地元の組合は大きなビジネスチャンスでしょう、これは。そう思いませんか。メタルに限らず、鉄くずも。それを東京最大手の三井金属が5,000%もの掲示をすれば、どの業者だって立ち行かないわけです。なぜそういうことをあなた方は頭を働かせないの。そう思いませんか。

最近、地産地消はもうかなり前から、同じような感覚で、地域内経済還流と言うのです。よく三浦議員が言うのですが、今この不況、コロナ禍で先が全く見えない、こういう時代に入ったら、なるべく自分たちの予算、そういったものを市内の中で使い回そうという、地域のましてこんな3市集まった後で、似たり寄ったりのこの広域3市です。その中であなた方がそういう意識があれば、こういうビジネスチャンスをきちんとした形で地元へ渡して、地元へビジネスチャンスをつくって、さらに次のルートに渡っていくと、そういうことを考えなければ、あなた方の公僕に就ける意味がないでしょう。どうですか。

○議長（仁平正巳君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） ただいまの榎戸議員のご指摘、誠にそのとおりだと思っております。この炉底、傾動メタルに関しましては、先ほど企画財政課長からも説明がありましたが、熔融炉の炉底に比重の関係で沈殿する関係で、金でありますとか、いろいろなケイ素、銅、ニッケルなど希少金属が含まれております。その関係上、当初は非常に鉄くずと同じような扱いであったのですが、徐々にそういったものを取り出して、いわゆる都市金鉱と言われますけれども、活用する手段が確立するに従いまして、価格が上がってきた経緯はあると思います。当然環境基本法、それから循環型社会推進基本法、これらに基づいて資源も地元還流させるというのが一番理想なのですが、当然リサイクルに関しましては、今、鉄くず、アルミ、それから瓶類に関しましては、地元でのリサイクルのルートが確立されております。また、このレアメタルに関しましても、恐らく今後そういったルートが徐々にできてくると思いますので、それまでいろいろな業者にはお声がけをして、競争原理を働かせていくべきかと感じております。よろしくお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 今後のあなた方のそういった努力に期待します。よく各地方行政で行われている地場産業の育成ということございましょう。まさにこういったことだと思えるのです。金属のメタルという、我々もよくは知りませんが、そういう難しいものを扱うのに、常に直接大手に見積り依頼とかいう前に、地元の協同組合に渡して、今度は協同組合で、自分たちで今度は努力をして、いかにしたら皆さん方と連携をして、地元密着型の産業に成長できるように、そういうご配慮を願いたい。それをお願いして、この質問を終わります。

次の質問に参ります。時間ありません。エレベーター保守点検業務委託、これは前にも質問いたしましたが、前は随契でしたが、今回はきちんと入札なされたということですが、では環境センターのエレベーターは、何基あるのですか。

○議長（仁平正巳君） 須藤環境センター所長。

○参事兼環境センター所長（須藤正明君） お答えしたいと思います。

環境センターには現在4基のエレベーターが設置されております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 4基と申しますのは、環境センターだけの4基ですか。環境センター、そんなにありましたか。ちょっと説明して下さい。

○議長（仁平正巳君） 須藤環境センター所長。

○参事兼環境センター所長（須藤正明君） お答えいたします。

環境センターに4基で間違いございません。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） エレベーターの保守点検は、筑西遊湯館49万9,000円、筑西消防署、1基で49万9,000円、そうしますと今回の落札価格が180万ですから、4基で月15万ですね。そうしますと、これはその後のことまで私は精査しておりませんでした。1基、2基しかない遊湯館と消防署は1基だけです。割増しかと。しかしながら、環境センターは4基なので、スケールメリットが多少なりとも働いてこういう値段になったのかというふうに感じておるのですが、事務局長、同じ範疇の中で消防署と筑西遊湯館は49万9,000円なのです、年間経費が。しかし、環境センターは4基で180万なのです。この辺ちょっとすぐには計算できませんが、そうしますと、局長、私が常に言っているように、いろいろな努力をしながらコストカット、コストダウンを図るのもあなたのお仕事でしょう。そうになりましたら、メーカーは違うのですが、環境センターも消防署も筑西遊湯館ですか、そういったことも並び比べて、比較をして今後の保守点検、これはどんなものか。各いろいろな機関でやっています、こういう時代ですから。そういうことのちょっと決意と申しますか、お考えを説明願います。

○議長（仁平正巳君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） このエレベーターの保守点検に関しましては、榎戸議員さんのご質問をきっかけに調べまして、誠に今まで随契にこだわっていた部分が払拭されて今の形になったわけでございます。今、環境センターのほうですけれども、180万円、これは4基ございますので、割ると1基当たり約45万円ということになります。遠隔監視をして、異常が見つければ、すぐに駆けつけてくれるという、どこの業者でもセットとなったメニューだと思いますので、そういった業務を請け負うことができる業者、できるだけ集めまして、競争原理を今後も働かせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 前回の質問の際に、ここに出席なさっています孝井議員、孝井議員もエレベーターお持ちの建物を持っていらっしゃる。そのときにエレベーター業者のメンテナンスのそのメンテナンス費用、それを孝井議員さんは自分のエレベーターですから、自分のお金ですから、これは真剣になって精査をして、研究をして、打診して、それでコストカットに努めたいです。ですから、局長、何なら孝井さんにアドバイスいただいて、交渉して下さい。とにかくもう時間ありませんので、この辺でやめますが、毎年毎年維持経費という莫大なお金でしょう。環境センター、特に大変だと思います。とんでもない熱量を発して、さらには遊湯館という熱源をつくっているわけですから、だからその磨耗というか、劣化するの当たり前なのです。でも、それをいかに長くしようかというための補修や改修やメンテナンス費用が毎年発生しているのですから、有効にお使いいただくように、ですから今年でまだ17、8年ですが、これは30年は無理なんでしょうけれども、とにかくそういうご努力、そういう仕事っぷりを我々はぜひ伺いたいと、そんなことを思いながら、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仁平正巳君） 以上で一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（仁平正巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 日程第3、報告第1号 処分事件報告についてから報告第3号 処分事件報告についてまで、以上3件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、報告第1号から3号までを一括で説明させていただきます。
報告第1号 処分事件報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

工事請負契約の一部変更について（令和2年10月16日処分）。

2ページをお願いいたします。専決処分書の写しです。1、契約の名称及び議決年月日。契約の名称は、ごみ処理施設二次・三次過熱器バンド部及びプロテクタ交換、1、2パス水管更新工事です。議決年月日は令和2年5月21日。

変更の内容ですが、契約金額が1億9,195万円から2億1,384万円。増加額、2,189万円の変更となっております。

3ページが参考資料となっております。5の増額理由ですが、第1回変更として、途中省略いたしまして、工事に付随する2号ボイラ一次過熱器バンド部及び1パス前壁、左壁及び右壁部に劣化箇所が発見されたため、緊急で追加工事が必要となり、増額が生じたということです。

本工事につきましては、今年度の当初予算には計上していなかったものですが、予算策定後に新たに補修を必要とする箇所が発見されたため、急遽当初予算に計上した補修工事内容の優先順位を見直して設計したものです。昨年5月21日の第1回臨時会においてご承認いただき、着手することができました。

今回の変更に至る経緯ですが、昨年9月24日に2号ボイラの補修が完了しまして、再稼働後順調に運転しておりましたが、10月8日、焼却炉内の火格子の浮き上がりが発生したため、緊急停止をし、この補修を行いました。このとき、再稼働前に改めてボイラ内を点検したところ、予想以上に広い範囲でボイラ水や蒸気を通す管が磨耗して薄くなっていることが判明いたしました。この状態で再稼働すると、管が高い圧力に耐え切れず、破裂する噴破事故を起こし、ボイラ設備が深刻なダメージを受ける可能性がございました。加えまして、この時点で3号炉が定期整備に入っており、2号を緊急停止した10月8日以降、1号炉1基のみでごみを処理しなければならず、処理量は処理能力が通常の半分以下に落ちておりました。できるだけ早く2号炉運転を開始しないと、ごみの貯留槽がオーバーフローを起こし、受入れができなくなるおそれもございました。検討した結果、この2号に追加工事を施すことが最善の方法と判断し、本工事の契約変更を管理者に相談した上、10月16日に専決処分させていただきました。おかげさまで2号は10月26日に再稼働しております。

続きまして、報告第2号に移らせていただきます。同じく工事請負契約の一部変更についてです。こちらは令和2年11月6日処分となっております。

2ページ目をお願いいたします。同じ工事名称ですので、省略いたしまして、変更の内容ですが、契約金額、第1回変更後の2億1,384万円から2億2,390万5,000円に増加額1,065万円の増加額となっております。

3 ページ目の増額理由ですが、同じ工事の中に3号ボイラの1パス前壁、左側壁及び右側壁部に劣化箇所が発見されたため、緊急で追加工事が必要となり、増額が生じたということでございます。

報告第2号は、先ほどの説明にも出てまいりました3号ボイラの定期整備中、当初予定していたより広い範囲で補修が必要となったため、追加したものでございます。このときはごみの搬入量がピークを迎えます年末を迎えるにあたり、再稼働後に安定した運転を維持する必要があったため、補修内容を追加し、11月6日に専決処分させていただきました。

このように想定外の補修箇所が多くなってしまったことは、公共施設を管理する者として大きな責任を感じております。今後は施設の長寿命化計画に基づきます基幹的設備改良事業により、延命化を図る予定です。また、その後の維持管理に際しては、財政的に無理のない範囲で予防保全の手法を取り入れることも検討してまいりたいと考えております。この件につきましては、冒頭で管理者からも報告がございましたが、ごみ処理能力の低下により、年末に向けてごみ貯留槽のオーバーフローが懸念されたことから、急遽かねてより近隣の自治体と締結している応援協定を発動し、12月16日から25日までの8日間、周辺6か所のごみ処理施設に協力を求め、約600トンのごみを圏外に搬出いたしました。

また、ごみ貯留槽が満杯に近い状態になっておりましたので、ごみを下ろす際に使用できる投入口が限られるため、搬入車両が渋滞し、委託収集車のごみを回収し切れないおそれもございました。そこで、3市の関係部署にご協力いただき、12月29日、30日の受入れを委託収集車に限定し、一般市民の直接搬入をお断りさせていただきました。コロナ対策の巣ごもり生活で、家の片づけをする方が多いと言われている中、このような故障により、市民生活にご不便をおかけしましたこと、この場をお借りして改めておわび申し上げます。現在は、2号、3号の2基でごみ処理を続けておりますが、残る1号は定期整備に入っており、再稼働は急いでも3月上旬になるため、残念ながら現在も相当量のごみが貯留しております。幸い1月、2月はごみの搬入量が比較的落ち着く時期なので、貯留槽がオーバーフローする危険性は低いと見られ、ごみの受入れは順調に行っております。しかし、万が一現在稼働中の焼却炉2基のうち1基でも故障いたしますと、再び受入れが不可能となるため、慎重な運転に心がけているところです。

続きまして、報告第3号の説明をさせていただきます。工事請負契約の一部変更です。こちらは令和2年11月20日に処分させていただきました。専決処分書をご覧ください。契約の名称及び議決年月日、契約の名称は、し尿処理施設予備貯留槽設置工事です。議決年月日は令和2年5月21日です。

変更の内容ですが、まず工期、令和2年5月22日から令和3年3月31日までのところ、変更後、令和2年5月22日から令和3年7月31日まで4か月の延期をしております。

契約金額ですが、3億6,410万円を440万円増加いたしまして、3億6,850万円と変更しております。

3 ページ、5 番、増額理由をご覧ください。山留工事中において当初予定した以上の湧水が出たことから、設計変更が必要となり、増額が生じたということでございます。もう少々詳しく説明させていただきます。し尿処理施設には、各処理工程ごとに汚水をためる地下貯留槽がございます。竣工

後25年以上経過して、どれも内部の腐食が相当進んでおりまして、本格的な防水塗装工事が懸案となっております。しかし、これには1か所につき2か月の工期を要するため、その間もし尿の受入れ処理を継続できるよう予備貯留槽を設置することにいたしました。おかげさまで4億1,140万円を予算に計上させていただき、5月21日の第1回臨時会においてご承認いただき、着工した次第です。限られた敷地内では設置場所がどうしても限定されますので、地下埋設型といたしました。今回の変更は山留工事、これは地下を掘削する際に土手が崩れないように金属板を埋め込む工事ですが、山留工事中に当初想定した以上の湧水が発生したことから、設計変更が必要となったものです。具体的には、地下水を避けるために設置する深さを当初より浅くして、その分の容量低下を補うために内部構造の設計を変更いたしました。それに伴い、工期及び契約額が変更しております。方針を決定し、設計を変更するまで、当面工事を中止しなければならず、その間にも大型機材の借上げや人員の確保に経費が発生いたします。また、この工事の竣工を待って、最も現在傷みがひどいし尿受入れ貯留槽の防食塗装工事に取りかかる必要がございましたので、工期の延伸及び契約額の増加を抑えるために、早い時期に工事を再開する必要があり、11月20日に専決処分させていただいたものです。現在工事は順調に進んでおります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

16番、榎戸甲子夫君。

〔16番 榎戸甲子夫君登壇〕

○16番（榎戸甲子夫君） 報告第3号についてお尋ねをします。

ただいまの説明の中に、当初想定した以上の湧水が出たという、その最初の山留工事中らしいですが、ではこの工事の設計あるいは設計の前の段階の地質調査、これはどういうふうに行われたのですか。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君の1回目の質疑に答弁願います。

築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） このし尿処理施設の予備貯留槽設置工事は、プラントメーカーであります日立造船が請け負っております。工事に着工する前に、同じ業者によってボーリング調査等は行っておりまして、約6メートルで地下水が流れているということは分かっておりました。しかし、これ掘削、山留工事中にその量が予想以上に多いということが分かりまして、これ環境センターというのは、廃棄物処理施設で県知事の許可を受けておりますので、その中の地下水を単純に排水することができません。少量であれば焼却炉の中で処理することも可能なのですが、それが大変難しいということで、いろいろ検討しました結果、地下水を避けて少し浅くするという方法が一番妥当であろうというふうに結論に至ったわけです。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） ただいまの説明では、局長、かなり詳しいですね、地質が。そういう局長がついていて、土質調査とか、現場の設計、そういうものを含んで、プロの設計士は設計するのです。去年同じことが起きたでしょう。川島の消防分署、あれは土木設計、擁壁設計、その地盤調査が甘かったのもので、途中で気がついた業者が異論を唱えて、設計をやり直したのですよ、あの消防署は。だから工期も延びたのです。ああいう例があって、今回も何と見切り発車をするのですか、では工事は。もう長年ある施設であれば、今、局長の説明のように、ほかの地質と違うのだと。であるならば、その言葉が、アドバイスがそれに基づいてプロはそれ相当の設計をして、山留なり工事って始まるのではないですか。民間では考えられません。工事始まりましたら、実は水が出てきました。何がありました。だから、そういうことがないように地盤調査があって、地盤調査に基づいて設計があるのです。その設計に基づいて施工するのでしょうか。これは、住宅とてそうですよ、今。ですから、我々がこういうことを目にすると、耳にすると、行政とは何を甘く考えているのだ。いとも簡単に440万の追加工事を認めるといふのでしょうか。大体見切り発車なんていう考えが甘いと思ふのです。構造変更というのは、業者のこれは勝手な言い訳です。我々が発注するのに、この目的とするし尿処理施設予備貯留槽設置工事、これを入札をかけて設計に基づいてきたのだから、途中で変更があれば、これは業者の責任が普通なのです。常識として私はそういうふうに感じています。広域事務組合は我々の考えている常識を非常識と考えているのですか。私は納得いかないのだ、どうしても。こんな簡単に途中で水が出てきました。ふざけるのではないよ。それくらいのことを想定して地盤調査があって、設計があって、施工に入るのでしょうか。

2回目どうぞ。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君の2回目の質疑に答弁願います。

築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 当初の予想が甘かったという印象は大変否めないと思います。ただ、今回につきましては、地下水の存在は分かっていたけれども、その量に関して処理し切れる量ではなかった。工事期間中、全てをくみ出して処理し切ることができないという判断がありましたので、やむを得ず設計変更を踏み切ったわけです。ほかにいろいろな方法がないかということもプラントメーカーに対してはいろいろ相談はいたしました。この浅くなった代わりに、容量が不足しますので、普通こういう地下貯留槽の底には、真ん中に汚水を集める傾斜がついているのですが、これは今回の汚水に対してはほとんど必要ないということが分かりましたので、その傾斜を削ることで不足した容量を確保するという設計変更をした次第です。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 私は、言い訳にしか聞こえないのですが、もう3回目ですから、これが最後の質問になるのですが、去年消防署川島分署がこれと同じようなことが起きた。今回この貯留槽設置工事、そこにプロと言えるべき各業者をお願いをしているわけですから、そのプロと言える業者がたった一言甘かったという、甘かったなんていう言葉で我々を納得させるのかというの。もう専決処分ですから、これは致し方ない。でも、こんなことがないように、このまま毎年このようなことが起きようであれば、たまたまこれは地下に納める設備ですから、危険性や何かはないのですが、もしこれが建物であったり、塔屋であったりするようなもし物件があった場合には、とんでもないことになるわけです。そのたびに施工始まったら実は設計が甘かった。設計ミスとは言わず、こういう地下水が出てきた、あるいは山留を強化しないと、土砂が崩れてしまう。あれやこれやおよそプロとは言えない方をお願いしているのですか、あなた方。でしょう。それは我々のところに提示する前に、あなた方が責任を持って業者にこれはきちんと説明すべきではないですか。あなた方は自分のお金ではないから、簡単に議会で提示すれば納得いくと思っているのだ。あなた方は甘いのだよ、だから。だから入る業者、入る業者、私信用できないのだ。そうでしょう。つい最近起きたばかりですよ、あの川島の分署は。でたらめ設計をして、このまま工事いたら建物が倒れてしまうということで議論して、それでそれを元に戻して、先ほど最初に土木設計をした金額はただの経費がかかったしまったわけでしょう、余計に。誰も言いませんが、結局最初に土木設計した費用は無になってしまったのです、無駄に。だから、そういうことが起きないようにと私は思っていたの、同じ事務局長の範疇のこれは仕事だから。憤りさえ感じるのですが、この辺にあなた方のこれからのもう少しシビアな、そういう姿勢でこの入札や何か考えていただきたい。とにかく私は納得いかないのですが、もうこれは報告ですから、もう契約するしかないのでしょうか。だから、私が言っていることが愚痴にしか聞こえないのでしょうかけれども、さらにさらに私はこれから皆さん方のこういったことに対しても、議員の一員として目をさらに強めていきますが、とにかく甘かったという一言がどうしても気になる。今後このことがないように、どういう決意を今感じていらっしゃるか、その決意のほどを聞いて、私の質問を終わります。

○議長（仁平正巳君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 榎戸議員さんのご指摘、誠に当然のことでありまして、市民の血税から得られました広域組合の分賦金、これを使う以上は全く無駄に使うことは許されないという、そういう覚悟は持って、今後ごみ処理施設の基幹改良事業等もございます。こういう場合にはプロの力を借りながら、厳しい監視の目を注いでいきたいと思っております。

以上です。

○16番（榎戸甲子夫君） 終わります。

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第4、報告第4号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、ご説明いたします。

報告第4号 処分事件報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年11月30日処分)。

2ページ目をお願いいたします。専決処分書の写しになっております。

3ページ以降が改正条例となっております。

この条例改正は、令和2年の人事院勧告に基づくものです。今回の改正には、12月1日から適用させる規定がございましたので、11月中の改正が必要でしたが、日程的に組合議会を開催することが極めて難しかったことから、組合の給与体系の準拠元である筑西市が11月20日の臨時会で議決、また桜川市、結城市も条例が改正されたことを受けまして、11月30日付で専決処分させていただきました。

4ページをお願いいたします。本件は、3市の改正内容とほぼ同じです。その内容及び施行日によ

り、2条に分かれております。

第1条は、令和2年12月の期末手当の支給率を100分の5引き下げるものです。

第2条は、来年度以降の期末手当の支給率を100分の5引き下げるもので、附則においてそれぞれの施行日を規定しております。

5ページ目以降には、新旧対照表がございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第4号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第5、議案第1号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,675万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億704万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

今回の補正予算の概要ですが、主要な目的が3点ございます。まず1点目は、し尿処理施設各槽整備事業において、予備貯留槽設置工事の工期が年度をまたいで延長されたため、繰越明許費を設定するものです。

2点目は、筑西遊湯館において新型コロナウイルス対策として実施した臨時休館と、その後も続く利用の減少並びに12月に起きたポンプ室配管故障などに伴う臨時休館によって発生した財源不足を補うため、総務費と筑西遊湯館費の分賦金の組替えをお願いするものです。

3点目は、各施設における国庫補助及び起債に係る事業費確定に伴う精算補正をお願いするものです。

恐縮ですが、12ページ、13ページをお願いいたします。歳入です。款1項1分賦金、目1議会総務費分賦金の中で、総務費を1,600万円減額し、筑西遊湯館費へ組替えをお願いするものです。

款2使用料及び手数料では、筑西遊湯館使用料を1,600万円減額いたします。

次に、款3国庫支出金、項2交付金、目1衛生費交付金では、循環型社会形成推進交付金がし尿処理施設で33万3,000円、ごみ処理施設費で6,152万1,000円減額となっております。これは、当初補助対象として設計していた工事内容の一部が対象外となったことから、減額をお願いするものです。

次に、款8項1目2衛生債では、し尿処理施設基幹的設備改良事業において補助対象事業費が100万円減額されたことから、組合債を60万円増額いたしました。また、予備貯留槽設置工事債につきましては、工事費の確定に伴い3,160万円を減額しております。リサイクルプラザ施設事業債の8,090万円の増額は、基幹的設備改良事業について当初茨城県の指導などに基づき、補助対象として設計していた工事項目の一部が対象外となったことにより、国庫支出金の減額分を補うものです。

次に、目3消防債では、消防施設整備事業債において、消防本部の空調機更新工事の確定による290万円の減額、筑西消防署川島分署建設事業債410万円の増額は、当初起債対象外と見込んでいたものが対象となったための増額です。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で1,600万円の減額、これにつきましては、筑西遊湯館の財源不足を補填するため、関係市に返還する予定でありました筑西市派遣職員に係る人件費を減額するものです。この分を目3筑西遊湯館費の特定財源不足分を補うために、一般財源で増額いたします。財源内訳の組替えとなりますので、補正額はゼロとなります。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目2し尿処理施設費では、し尿処理施設各槽整備事業において、予備貯留槽設置工事費の確定に伴う4,208万6,000円の減額です。また、基幹的設備改良事業におきま

しては、歳入の部分でもご説明いたしましたとおり、補助対象額の変更に伴い、財源内訳を変更しております。

次に、目3 ごみ処理施設費につきましては、基幹的設備改良事業費の確定により6,854万1,000円の減額をお願いするものでございます。また、リサイクルプラザの基幹的設備改良事業につきましては、当初県などに相談しながら事業費全額を補助対象として進めておりましたが、その後、工事内容の一部が交付対象外となったことから、財源内訳を変更しております。

次に、款5項1目1 消防総務費では、消防本部庁舎1・2階系列空調機更新工事費の確定に伴い385万円を減額いたします。

目3 消防庁舎建設費につきましては、起債が可能となったことから、財源内訳の410万円を一般財源から地方債に変更いたしました。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。款8項1目1 予備費です。1億372万3,000円の増額をお願いするものです。歳入の部分でご説明申し上げましたが、環境センターし尿処理施設、ごみ処理施設及び消防本部における事業費確定に伴う精算と国庫補助対象の変更に伴う一般財源の減額を予備費の増額で対応させていただきました。このうち、し尿処理施設基幹的設備改良事業で26万7,000円、リサイクルプラザ基幹的設備改良事業で8,792万円、筑西消防署川島分署建設事業で410万円につきましては、令和2年度決算で精算し、関係市にお返しする予定です。また、継続費となっておりますし尿処理施設の基幹的設備改良事業、川島分署建設事業につきましては、今年度で終了いたしますので、令和2年度の決算で精算し、関係市にお返しする予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第6、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

内田消防長。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防長の内田でございます。よろしく申し上げます。議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、電気自動車等を充電する急速充電設備について、条例で規定されている出力の上限が拡大され、併せて急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準も改正されたことから、当組合の火災予防条例につきましても、全国統一的な基準とするために改正をお願いするものでございます。

簡単に内容をご説明させていただきます。電気自動車等を充電するための急速充電設備について、現行では全出力が20キロワットを超え50キロワット以下と定められており、50キロワットを超えるものにつきましては、変電設備の規制となることから、電気自動車等に充電することは想定されておりません。今後、電気自動車等の航続距離延長に伴い、大容量化した車載電池を短時間で充電するための高出力の急速充電設備の需要の増加、普及促進がさらに加速することが予想されるため、出力の上限を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるための規定の整備が行われたことから改正するものでございます。

なお、改正後は全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置する際には、火を使用する設備等の設置の届出が必要になります。

最後に、附則といたしまして、条例の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

2ページ、3ページに変更内容の詳細を、4ページ以降に新旧対照表をお示ししましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（仁平正巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 日程第7、議案第3号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、ご説明申し上げます。

冒頭、管理者挨拶の中にもございましたが、令和3年度予算の策定にあたりましては、共同処理事務に係る施設の延命化工事、公共サービスのさらなる充実に向けた施設の整備などにつきまして、その必要性を精査し、関係市にご相談申し上げながら進めてまいりました。

また、新型コロナウイルス禍の続くこの状況下において、逼迫する関係市の財政状況を踏まえ、国庫補助金や地方債の活用などにより、分賦金の抑制にも取り組んでまいりました。

まず、表紙を含め4枚めくっていただいて、議案の1ページ目をお開きください。

議案第3号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算。

令和3年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億5,586万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

恐縮ですが、2枚戻っていただきまして、予算総括表をご覧ください。上です。本年度予算額は61億5,586万4,000円、前年度より31.9%の減となっております。これは、主に令和2年度をもちまして環境センターし尿処理施設及びリサイクルプラザの基幹的設備改良事業が完了したことによるものです。

分賦金負担割合に変更はございませんので、次のページをお願いいたします。分賦金一覧表でございます。下のほう、太い線の中が合計額で、前年度と対比できるようになっております。結城市は11億7,635万2,000円、28.2%の減、筑西市は24億7,644万円、25.3%の減、桜川市は10億1,771万2,000円、13%の減となっております。減額の主な理由は、先ほど申し上げましたとおり、環境センターの基幹的設備改良事業が完了したことによるものです。この中で桜川市の増減率が低くなっておりますのは、し尿処理が結城市と筑西市の共同処理事務となっているためです。

区分別の主なものとしたしましては、一番下、4、消防費が27億6,023万2,000円で、分賦金全体の59.1%、次いで3の(2)清掃費が13億7,935万1,000円で、29.5%、この2つで全体の88.6%を占めております。

また、環境センターの基幹的設備改良事業の財源として非常に有利でありました震災復興特別交付税措置が令和2年度で終了したことにより、一般会計に占める分賦金の割合ですが、前年度67.8%であったものが、今回75.9%に若干上がっております。

では、一般会計予算の概要を説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

第2表、継続費です。ごみ処理施設の延命化を目的とする基幹的設備改良事業で、事業総額は81億750万1,000円、令和3年度から令和7年度までの5か年事業として計画しております。一番右側の年割額にばらつきがございますが、焼却炉3基を順番に整備していく過程で、どうしても一定期間ごみ処理能力が低下するため、その間は当圏域内で発生するごみの処理を外部に委託する予定です。その費用は別途必要となりますので、それを極力抑えるため、工期及び工程を調整した結果、このような割り振りとなりました。

次に、第3表、地方債ですが、事業ごとに5件ございます。ごみ処理施設基幹的設備改良事業債は、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業と、その際に必要となる可燃ごみのストックヤード建設に係るもので、ストックヤード建設分は充当率75%、基幹的設備改良事業分は補助事業分が充当率90%、単独事業分が75%で、これらの合計が限度額となっております。消防施設整備事業債は、消防本部空調設

備更新工事に係るもので、充当率は75%、消防救急無線・指令センター共同整備事業債は、充当率100%、消防車両購入事業債は、消防化学自動車、高規格救急車及び搬送車の購入に係るもので、それぞれ充当率は90%です。桜川消防庁舎建設事業債は、実施設計委託に係るもので、充当率は75%が限度額となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入です。款1項1分賦金の前年度比14億5,288万2,000円の減は、冒頭でご説明いたしましたとおり、し尿処理施設とリサイクルプラザの基幹的設備改良事業が終了したことによるものです。

款2使用料及び手数料ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用の減少を織り込んだ数字となっております。特に筑西遊湯館使用料は、今年度当初の7割程度といたしました。

10ページ、11ページをお願いいたします。款3国庫支出金は、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金です。プラントから排出されるCO₂の排出量を一定量減らすことが条件となっております。設備の電力消費量削減や発電設備の効率を上げることなど対象事業費の2分の1が補助されることとなっております。

款4県支出金は、県西総合公園の指定管理委託金で、植栽管理費などの見直しを県に求めた結果、132万8,000円の増額となっております。

款5財産収入は、環境センターに隣接する最終処分場用地の土地貸付収入で、基幹的設備改良事業に伴い、一部を駐車場として使用するため、貸付け面積が減少したことにより、11万5,000円減額しております。

款6繰越金は、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設使用料が減額したこと、突発的な故障の発生などを反映いたしまして、2,906万5,000円の減額となっております。

12ページ、13ページをお願いいたします。款7諸収入、項2目1雑入は、各施設における雑収入です。新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用者の減、環境センターの基幹的設備改良事業に伴うプラント稼働率が低下することなどから、余剰電力売却益の減などを考慮して、約11%、1,465万3,000円の減となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。この中で、款8組合債につきましては、先ほど4ページの地方債で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続いて、16ページ、17ページをお願いいたします。3、歳出です。款1項1目1議会費では、令和2年度に臨時会の回数を増やして計上しておりましたが、令和3年度は通常どおり、定例会2回、臨時会1回分の予算となっております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、組合事務局に係る予算でございます。人件費が87%を占めており、職員の退職、異動などにより、前年度比で1,442万7,000円の減となっております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。目3筑西遊湯館費では、新型コロナウイルスによる歳入減に対応するため、需用費、役務費など全般的に歳出の削減を図りました。その一方で、

令和2年度の大幅な歳入減により、やむを得ず見送ることとした施設修繕と維持補修工事を改めて計上させていただいております。

款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費では、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入減に対応するため、消耗品費の抑制、植栽の効率的な管理などにより、歳出抑制を図りました。

20ページ、21ページをお願いいたします。款4衛生費、病院群輪番制事業費は、前年度と同額です。

項2清掃費、目2し尿処理施設費では、基幹的設備改良事業、予備貯留槽設置工事が終了し、17億513万円の減となっております。

22ページ、23ページをお願いいたします。右ページ、23ページの説明欄にございます二重丸、し尿処理施設各槽整備事業では、令和2年度、3年度の継続事業となりました予備貯留槽設置工事が完了した後に、これを活用いたしまして、現在最も老朽化が進んだし尿受入れ貯留槽の防食塗装工事を実施する予定となっております。

目3ごみ処理施設費では、リサイクルプラザの基幹的設備改良事業の完了に伴い、全体で9億5,920万7,000円の減となっております。

24ページ、25ページをお願いいたします。説明欄、これも二重丸のごみ処理施設基幹的設備改良事業では、今後5年継続する工事により、ごみ処理能力が低下する期間を補うため、圏域内のごみを外部に搬出する予定ですが、そのために必要となるストックヤードの建設費を計上させていただきました。また、今回近年多発する豪雨災害に対応するため、し尿処理施設、ごみ処理施設の地上開口部に水の浸入を防ぐ防水柵を設置し、敷地内に氾濫した水を排水するためのエンジンポンプを購入する予算を計上させていただいております。

項3火葬場費、目1きぬ聖苑費では、新型コロナウイルス感染症の影響による斎場使用料の減を考慮し、歳出抑制に努めるとともに、施設内の快適性を高めるため、老朽化した空調設備の更新工事を計上させていただきました。

款5消防費では、筑西消防署川島分署建設が完了したことにより、前年度に対し2億687万7,000円の減となりました。

26ページ、27ページをお願いいたします。項1消防費、目1消防総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響による救急消耗品の使用料増と単価の高騰や消防救急無線・指令センター運営負担金の増額により9,919万3,000円の増となりました。

28ページ、29ページをお願いいたします。目3消防庁舎建設費では、桜川消防庁舎建設事業の開始に伴い、設計業務、地質調査などで1億4,780万6,000円を計上させていただいております。

款7項1公債費は、前年度に対して1,894万4,000円の増となっております。新たに償還が開始されるものとしたしまして、し尿処理施設基幹的設備改良事業で191万5,300円、し尿処理施設各槽整備事業で550万円、消防庁舎空調設備更新工事で12万7,200円、消防救急無線・指令センター共同整備債で55万8,676円を計上しております。

一番下の款 8 予備費は、前年と変わりございません。

以上が議案第 3 号 令和 3 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算の概略でございます。駆け足かつ雑駁な説明で大変恐縮でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第 3 号 令和 3 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第 8、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（仁平正巳君） 以上で、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和 3 年第 1 回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1 時 1 7 分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年2月17日

議 長 仁 平 正 巳 ⑩

署 名 議 員 三 澤 隆 一 ⑩

署 名 議 員 堀 江 健 一 ⑩